

最判昭和 52 年 6 月 20 日判時 873 号 97 頁

約束手形金請求事件

最高裁昭五一（オ）一〇四一号

昭 5 2 ・ 6 ・ 2 0 二小法廷判決

上告人 糸田はる

右訴訟代理人弁護士 各務勇 鎌田久仁夫

被上告人 御法川工業株式会社

右代表者代表取締役 御法川三雄

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人各務勇、同鎌田久仁夫の上告理由について

原判決挙示の証拠関係によれば、上告人が訴外野村平吉から本件手形を取得するに際し、同訴外人が本件各手形を所持することにつき疑念を懐いて然るべき事情が認められるとした原審の認定はこれを肯定するに足り、手形振出名義人又は支払担当銀行に照会するなどなんらかの方法で手形振出の真否につき調査をすべき注意義務があったにも拘らず、なんらの調査をしなかった上告人に重大な過失があったとした原審の判断も相当であって、右の認定・判断の過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものか、原審の認定しない事実に基づく原審の判断を非難するものにすぎず、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 大塚喜一郎 裁判官 岡原昌男 吉田豊 本林譲 栗本一夫）

上告代理人各務勇、同鎌田久仁夫の上告理由《略》

<参考>【原審】東京高判昭和 51 年 7 月 5 日判時 829 号 91 頁

約束手形金請求控訴事件

東京高裁昭四九（ネ）一九〇三号

昭五 一・七・五 民七部判決

控訴人 御法川工業株式会社

右代表者代表取締役 御法川三雄

右訴訟代理人弁護士 岡部真純

被控訴人 糸田はる

右訴訟代理人弁護士 各務勇 鎌田久仁夫

主 文

原判決を取り消す。

被控訴人の本訴請求を棄却する。

訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事 実

控訴人は、主文同旨の判決を求め、被控訴人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張は、原判決の事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

理 由

一 被控訴人の本訴請求原因についての当裁判所の判断は、原判決の理由（原判決四丁表四行目から同裏一〇行目の「こととなる」まで）と同一であるから、これを引用する。

二 そこで、控訴人の抗弁について検討を加える。

この点の当裁判所の判断は、次に付加、訂正するほかは、原判決の理由（原判決五丁表一行目から六丁裏二行目の「…ことができない。」まで）と同一であるから、これを引用する。但し原判決五丁表一一行目の「取出し」とあるのを「盗み出し」と、同裏七行目の「紛失物」を「盗難物」と、それぞれ改める。

ところで、野村は被控訴人に対し御法川三雄名義の盗難の事故小切手（金額一一五万円）を交付した前歴があるのであるから、被控訴人としては、その直後に野村が右小切手の代替物として交付した本件手形二通についても一応その真否に疑念を抱くべきであり、とくに本件手形二通の振出人は、御法川工業株式会社（代表者御法川三雄）である（御法川と

いう氏名はありふれたものではないから前記盗難小切手との関連が容易に想起されよう。)し、野村はタイル職人であって、本件手形二通の合計金額は一〇〇万円であることに徴すれば、通常人であれば、野村が本件手形二通を正当に振出を受けたものかどうか疑念を抱くのが当然であり、手形振出名義人または支払担当銀行に照会するなどなんらかの方法で真否を調査するのが常識といえる(現に被控訴人は前記小切手については、関口善清の示唆により、受領後間もなく調査をしている。)ところが、被控訴人は、前記の事情にありながら、かかる調査をなんらしなかったのは、特別の事情の認められない本件においては、通常人の有する注意義務を著しく怠ったものであり、重大な過失があるというべきである。《証拠略》によれば、被控訴人は当時六四歳で保険外務員をしており手形、小切手の実務に関して習熟しているとはいえないが、すでに野村から何回か手形等を授受している経験があることが認められるから、手形、小切手について全く無知であったものということとはできず、前記認定を左右するに当たらない。

そうだとすると、控訴人の抗弁二は理由がある。

三 以上述べたとおり、被控訴人の本訴請求は結局理由がないというべきところ、右に反して被控訴人の本訴請求を認容した原判決は失当であるから、これを取消して、被控訴人の本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法第八十九条第九六条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 瀬戸正二 裁判官 青山達 奈良次郎)